

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する考え方

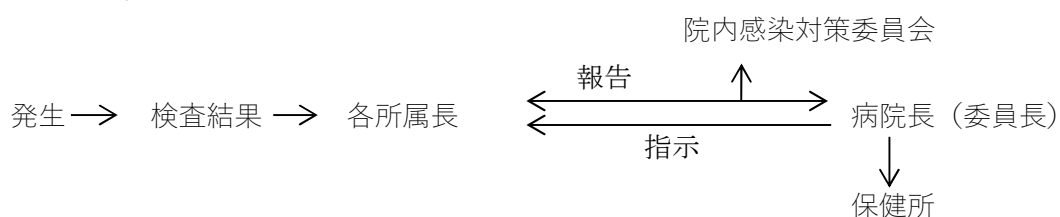
患者様の安全を確保するために医療関連感染の発生を未然に防止する事と、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図る。このために全職員が院内感染防止対策を把握し、安全な医療環境の提供に努める。

2. 委員会の組織に関する事項

- ① 院内感染対策周知及び実施を迅速に行うため、病院各部所からの代表者で構成する院内感染対策委員会を設置し、月1回委員会を開催する。
- ② 委員会詳細については、院内感染対策委員会規定に定める事とする。
- ③ 院内感染の調査、原因追求とともに患者の対応・対策を講じる。
- ④ 院内感染症の発生の予防感染対策の周知徹底と啓蒙活動を実施する。
- ⑤ 院内感染防止などに関する職員の教育・研修を行う。

3. 院内感染発生時の対応および発生状況の報告に関する方針

- ① 院内での感染症の発生状況は院内感染対策委員会で報告し周知する。
- ② 感染情報レポートを活用し活用した情報共有及び対策・指示をする。
- ③ 院内感染発生時は直ちに感染防止対策委員長に報告し、二次感染防止のために情報伝達と共に原因究明する。感染者に対しては、拡大感染防止も踏まえて各感染マニュアルに則る。
- ④ 報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、保健所・関係部所に報告する。



4. 患者様への情報提供と説明に関する方針

患者様並びに御家族の方に対して疾病の説明をするとともに、感染対策の必要性や手洗い、消毒、マスクの使用について説明し協力を求める。

5. 患者様に対する当該指針の閲覧に関する方針

本指針は、院内に掲示し委員会詳細および報告書は、患者様並びに御家族等の申し出により閲覧を可能とする。

6. 研修に関する方針

- ① 院内感染防止の基本的な考え及び具体的な対策について職員への周知徹底を図るために年2回の院内研修会を開催し、職員に感染対策に対する意識向上を図る。その他必要時、各部所内においての開催、院外研修への参加を推奨する。
- ② 院内研修会の参加人数、実施内容については記録に残し保管する。

7. 当院における院内感染対策の推進のために必要な方針

- ① 職員には感染マニュアルに沿って、手洗いの徹底・マスク着用など常に感染防止に努める。
- ② 職員は、自ら院内感染源とならないよう健康管理に留意する。
- ③ マニュアルは、必要に応じて見直し、改定した結果は院内感染防止対策委員会を通じ職員に周知徹底する。

附則	2002年4月	制定
	2005年7月	改定
	2007年4月	改定
	2009年4月	改定
	2011年11月	改定
	2018年7月	改定
	2022年8月	改定